

必ず取り組むべき「いじめ」への対応

－法令に基づき、全ての学校で以下のことに取り組まなければなりません－

あれ？と思ったら、見逃すな！



相談・発見



「様子が違う」サイン

本人が苦痛を感じていたら「いじめ」です

Point

「相手に悪意はない」「本人もいじめている」などの場合でも、「いじめ」を受けていると捉える必要があります。

一人一人の気持ちに寄り添います

相談しやすい関係を築こう！

「いじめ」のことを相談したらもっといじめられちゃうの…？



相談してきた子供を必ず守らなければなりません

Point

アンケートは、他の子供から書いていることを悟られることのないよう、安心して回答できるような方法で実施していますか？

一人で抱えこまず、報告を！

あれ？と思った段階で報告すべきだろうか



全ての学校に設置されている

「学校いじめ対策委員会」が全ての対応を判断します

Point

子供の様子で気になることがあれば、どんな小さなことでも、すぐに報告する必要があります。「いじめ」の認知も、この委員会で行います。

報告することで学校が責任を担います

保護者の協力を得よう！

こんな小さなトラブルを「いじめ」と言うのか？

我が子はいじめを受けて、不登校になった



我が子も被害を受けている。加害者扱いするのか

全ての学校で策定されている

「学校いじめ防止基本方針」をわかりやすく伝えます

Point

年度初めの保護者会や学校便りで、「いじめ」の捉え方や学校の対応方針を伝え、双方の保護者と協力して問題解決に当たれるようにします。

子供の気持ちを第一に解決に取り組みます

東京都の公立学校では

そうごうたいさく【だいにじ・いちぶかいてい】

「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を使って、いじめ問題への取組を行っています。

どんなことが書いてあるのか見てみよう。学校で行っていることがたくさん書いてあります。

東京都教育委員会ウェブページ

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/bullying_measures.html

